『SALONPOS LinQ2』ASP サービス利用規約 2023 年 1 月 11 日改定

第1条 (利用規約の適用)

- 1. タカラベルモント株式会社(以下「当社」といいます。)は、この利用規約(以下、単に「利用規約」といいます。)に基づき、『SALONPOS LinQ2』ASP サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2. 第8条(利用契約の締結等)第1項に基づいて利用契約を締結する際に本規約と異なる内容を定めたときは、当該異なる内容の定めを利用規約に優先して適用するものとします。

第2条 (定義)

利用規約においては、次の各号に掲げる用語はそれぞれ当該各号に記載する意味で使用します。第8条(利用契約の締結等)第1項に基づいて行う利用契約の締結、および本サービスの提供・利用にあたっても、当社または利用申込者もしくは契約者(第4号で定義する「契約者」をいいます。)が別段の意思表示をしない限り、同様とします。

- (1) 本サービス:
 - 当社が、利用規約に基づいて契約者に提供するアプリケーション・サービス及びこれに付随するサービスとして定め、【別紙 A】に記載するもの
- (2) アプリケーション・サービス: インターネットを利用してアプリケーションソフトを貸与するサービス
- (3) 申込者: 第8条(利用契約の締結等)第1項に基づいて利用契約の締結を当社に対して申 し込む者
- (4) 契約者:
 - 第8条(利用契約の締結等)第1項に基づいて利用契約を締結し、当社から本サービスの提供を受ける者
- (5) 認定利用者:
 - 本サービスの利用者としてユーザ ID を発行された者(本サービス利用後に、認定利用者によりスタッフ登録されてユーザ ID が発行された者も含みます。)
- (6) 利用契約:
 - 第8条(利用契約の締結等)第1項に基づいて当社と契約者との間に締結される 本サービスの提供・利用に関する契約(利用規約の内容を含みます。)
- (7) 契約者設備: 本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備、そ

の他の機器及びソフトウエア

(8) 本サービス用設備:

本サービスを提供するにあたり当社が設置するコンピュータ、電気通信設備、その 他の機器及びソフトウエア

(9) 本サービス用設備等:

本サービス用設備、および本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(10) 消費税等:

消費税、地方消費税、その他契約者が当社に対する債務の履行(金銭の支払いを含むが、これに限定されない。)に際して負担すべき公租公課の合計額

(11) ユーザ ID:

契約者とその他の者を識別するために用いる符号として、当社が契約者に付与す るもの

(12) パスワード:

契約者とその他の者を識別するためにユーザ ID と組み合わせて用いる符号として、契約者が設定するもの

(13) 連携システム:

本サービスの契約者が、当社以外と契約するシステム(機器およびサービス)で、 本サービスが保持するデータを利用または本サービスにデータを提供するもの

第3条 (本サービスの種類と内容)

- 1. 当社が提供できる本サービスの種類及びその内容については【別紙 A】記載のとおりであり、契約者は、第8条(利用契約の締結等)第1項に基づいて行う利用契約の申込み(以下、単に「利用契約の申込み」といいます。)に際して、希望する本サービスの具体的な種類を当社所定の方法により明示するものとします。
- 2. 契約者は、次の各号に掲げる事項について同意したうえで、利用契約の申込みを行うものとします。
- (1) 第30条(免責)第1項各号に掲げる損害の原因となる事由を含め、当社に起因しない事由により、本サービスに不具合の生じる場合があること
- (2) 前項の場合、当社は契約者および第三者に対する一切の責を免れること
- (3) 契約者は、利用契約に明記されている権利のみを取得し、その他には如何なる権利 (本サービスを提供するために当社が用いる知的財産権を含みますが、これに限 定されるものではありません。)も取得しないこと

第4条 (本サービスの利用可能地域)

契約者が本サービスを利用できる地域は、利用契約において特に定める場合を除いて、日本

国内に限定されます。

第5条 (導入支援サービスおよびサポートサービス)

当社が提供する導入支援サービス及びサポートサービスの内容については、【別紙 A】記載のとおりとします。

S-LINQ-POS

第6条 (第三者に対する委託)

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断により第三者に委託することができます。この場合、当社は、当該委託先(以下「委託先」といいます。)に対して、第26条(開示情報の秘密保持)及び第27条(個人情報の取り扱い)に基づく義務を含め、利用契約の各条項に基づいて当社が負担する義務のうち当該委託業務にかかわるものについて、当社の義務と同等の義務を委託先に課するものとします。

第7条 (本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金、算定方法等については、【別紙B】記載のとおりとします。

第8条 (利用契約の締結等)

- 1. 利用契約は、申込者が当社所定の利用申込書を当社に提出する方法により申込み、これに対して当社が承諾する旨を記載した書面を FAX または電子メールの方法により発信したときに成立します。なお、当該承諾する旨を記載した書面の発信は、申込者が指定する受信先に宛てて行うものとします。
- 2. 申込者は利用規約の内容を承諾したうえで前項の申込みを行うものとし、申込者が当該申込みを行った時点で、当社は申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 3. 申込者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当社は申込者による申 込みを拒絶し、利用契約を締結しないことができます。
- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがある場合
- (2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記があった場合、または記入もれがあった場合
- (3) 本サービスに関する金銭債務の不履行のおそれ、その他利用契約に違反するおそれがある場合
- (4) その他当社が不適当と判断する場合

第9条 (変更通知)

1. 契約者について次の各号に掲げる事項に変更が生じる場合、当該契約者は当社の定める方法により変更予定日の14日前までに当社に通知するものとします。

- (1) 契約者が法人である場合は、その商号、本店所在地、通知・連絡の受信先、その他 契約者にかかわる事項として利用申込書に記載した事項
- (2) 契約者が法人でない場合は、契約者の氏名及び住所、その使用する商号または名称、 主たる営業所の所在地、通知・連絡の受信先、その他契約者にかかわる事項として 利用申込書に記載した事項

第10条 (通知)

- 1. 当社から契約者に対する通知は、次の各号に掲げる方法のうち当社が適切と判断するものにより行うものとし、当該各号の方法により行った通知の効力は当該各号に記載する時点で生じるものとします。ただし、利用規約における他の条項に別段の定めがある場合、または利用契約に際して別段の定めを置いた場合は、当該別段の定めによるものとします。
- (1) 電子メールによる通信: 当社が発信した時点で、通知の効力が生じるものとします。
- (2) 書面の郵送による交付: 契約者に到達した時点で、通知の効力が生じるものとします。
- (3) 書面の手渡しによる交付: 契約者が受領した時点で、通知の効力が生じるものとします。
- (4) 当社が開設するウェブページ [http://portal.salonpos-net.com/] 上への掲載: 当社が掲載した時点で、通知の効力が生じるものとします。
- 2. 当社が前項第1号または第2号の方法により通知を行う場合、当該通知の発信は契約者が利用申込書に記載した通知・連絡の受信先に対して(契約者が第9条(変更通知)第1項に基づいて当該受信先の変更通知を行った場合は、当該変更後の受信先に対して)行うものとします。

第11条 (本サービス提供の中断、停止)

- 1. 当社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、契約者に対する事前 通知を要することなく、本サービスの全部または一部についてその提供を中断する ことができます。ただし、本サービス用設備等について定期的な保守点検を実施す る場合、当社は契約者に対して当該実施日の10日前までにその旨を通知します。
- (1) 本サービスを安定的に提供するために、本サービス用設備等について必要な保守 点検等を実施する場合
- (2) 本サービス用設備等の故障について対応する必要が生じた場合
- (3) 当社の合理的な支配を超える不可抗力事由(地震・津波・洪水・火山の噴火・大雨・暴風・戦争・暴動の他、通信回線障害を含みますが、これに限定されません。)が

生じた場合

- (4) 前項に掲げる場合の他、当社において必要と判断する合理的理由がある場合(本サービスの運用上または技術上の理由により当該中断がやむを得ないと判断する場合を含みますが、これに限定されません。)
- 2. 契約者について第 14 条 (当社から行う利用契約の解除) 第 1 項各号に該当する事 由のいずれかが生じた場合、および契約者が第 25 条 (禁止事項) 各号に掲げる行為 のいずれかを行った場合、当社は、契約者に対する事前通知を要することなく本サ ービスの全部又は一部の提供を停止することができます。
- 3. 前二項に基づく本サービス提供の中断、停止により契約者またはその他の第三者に 損害が生じた場合であっても、当社は当該損害について一切の責任を負わないもの とします。

第12条 (利用期間)

本サービスの利用期間は、第8条(利用契約の締結等)に基づいて利用契約が成立した日の属する月の翌月初日に開始するものとし、当該開始日以降2回目に到来する3月31日を最終日とします。ただし、期間満了日の30日前までに、別段の意思表示について当社から契約者に対する通知を行わず、かつ契約者が当社所定の方法により当該意思表示を行わない場合、利用契約の内容は同一のまま利用期間は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第13条 (契約者から行う利用契約の中途解約)

- 1. 契約者は、解約希望日の 14 日前までに当社が定める方法をもって当社に通知することにより、当該解約希望日を最終利用日として利用契約を中途解約することができます。なお、上記通知に際して契約者が解約希望日を明示しない場合、または上記通知が解約希望日の 14 日前までになされなかった場合、当社は、解約希望についての通知が当社に到達した日から 14 日目(当該期間は、解約希望についての通知が当社に到達した日の翌日より起算します。)の日を契約者の解約希望日とみなします。
- 2. 前項の通知を行った契約者は、当社に対して支払うべき一切の金銭(未払いの利用料金、遅延利息を含みますが、これに限定されません。)について、当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。

第14条 (当社から行う利用契約の解除)

1. 当社は、契約者について次の各号に該当する事由があると判断した場合、契約者に 対する何等の催告を要することなく、利用契約の全部または一部を解除することが できます。当該解除がなされた場合、契約者は、当社に対して支払うべき一切の金 銭(未払いの利用料金、遅延利息を含みますが、これに限定されません。)について 期限の利益を喪失し、当社に対して直ちに当該金銭を支払うものとします。

- (1) 利用申込書の記載内容、第9条(変更通知)に基づく通知内容、その他当社に対する通知内容等に虚偽があり、またはその疑いが生じたとき
- (2) 支払を停止したとき、または支払不能の状態に陥ったとき
- (3) 手形交換所から警告処分または不渡り処分を受けたとき
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を 受けたとき
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、若しくは民事再生手続開始の申立があったとき、 その他これに類する手続きの申立があったとき
- (6) 前各号記載の事由が生じた場合のほか、契約者の信用状態に重大な不安が生じたとき
- (7) 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (8) 利用契約に違反し、当社がかかる違反の是正を催告したにもかかわらず、当社が指定する期日までに当該違反を是正しないとき
- (9) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (10) 当社または第三者に対する詐術その他の背信的行為により、当社の契約者に対する信頼を破壊したと認められるとき
- 2. 前項の定めは、当社の契約者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
- 3. 第1項に基づく解除により契約者またはその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社は当該損害について一切の責任を負わないものとします。

第15条 (本サービスの廃止)

- 1. 当社の合理的な支配を超える不可抗力事由(地震・津波・洪水・火山の噴火・大雨・暴風・戦争・暴動の他、通信回線障害を含みますが、これに限定されません。)により本サービスの提供が困難となった場合、当社は、何等の手続きを要することなく、直ちに本サービスの全部又は一部を廃止し、その提供の義務を免れることができます。
- 2. 当社は、次の各号に該当する事由のいずれかが生じた場合、契約者に対する 30 日前までの予告通知をもって、本サービスの全部又は一部を廃止し、その提供の義務を免れることができます。
- (1) 当社における事業方針に変更があったとき
- (2) 本サービス提供のために必要な業務委託契約が終了することとなったとき
- 3. 第1項および第2項に基づく本サービスの廃止により契約者またはその他の第三者 に損害が生じた場合であっても、当社は当該損害について一切の責任を負わないも のとします。

第16条 (利用契約終了後の措置)

利用契約が終了した場合、契約者は、本サービスの利用にあたって当社から貸与を受けた全 ての資料等(その複製物を含みます。以下、同じとします。)を直ちに当社に返還し、契約 者設備などに格納されたソフトウエアについてはこれを消去し、当該消去した旨を当社に 保証するものとします。

第17条 (利用料金の支払義務)

- 1. 契約者は、利用期間中、利用契約の対象となった種類の本サービスに関する利用料金および及びこれに課される消費税等を、第18条(利用料金の回収)に定める方法に従って当社に支払うものとします。
- 2. 当社に責のある事由により本サービスの提供が24時間以上継続して中断した場合、 契約者は、当該中断した日数に対応する利用料金およびこれに課される消費税等に ついて、支払いの義務を免れるものとします。ただし、第11条(本サービス提供の 中断、停止)第1項に基づいて当社が本サービスの提供を中断した場合は、この限 りではありません。なお、「中断した日数」 については、中断した時間数を24時間 で除して得た整数(整数に満たない時間については当該中断がなかったものとみな します。)を指していうものとします。

第18条 (利用料金の回収)

利用料金は「提携クレジットカード」もしくは「口座振替」により回収します

- 1. 「提携クレジットカード」において、契約者は、本サービスの利用料金およびこれに課される消費税等(本サービスの利用料金およびこれに課される消費税等を、以下「利用料金」といいます。) について別途クレジットカード会社が定める日程にて、契約者の指定する預金口座から自動引き落しの方法により回収することについて、同意するものとします。
- 2. 口座振替において、契約者は、本サービスの利用料金およびこれに課される消費税等(本サービスの利用料金およびこれに課される消費税等を、以下「利用料金」といいます。)について、利用月の翌月23日(当日が、当該利用料金等の支払いに関与する金融機関の休業日に当たる場合はその翌日を代替日とし、当該代替日が休業日に当たる場合も同様とします。)に、当社が別途指定する集金代行業者が契約者の指定する預金口座から自動引き落しの方法により回収することについて、同意するものとします。
- 3. 契約者が当社に対して負担する利用料金の支払い債務は、前項の回収がなされた時点において履行されたものとします。
- 4. 第1項・第2項に基づく回収の費用、その他利用料金の支払いに関して必要な諸費

用については、契約者が負担するものとします。

5. 契約者と第1項の集金代行業者(以下「指定集金代行業者」といいます。)との間に おいて利用料金の回収をめぐる紛争が生じた場合、契約者が自らの責任と負担で解 決するものとし、 当社は当該紛争について一切の責任を負わないものとします。

第19条 (遅延利息)

- 1. 契約者は、利用料金の支払いを遅延した場合、当社が指定する期日までに、当社の 指定する方法に従って、当該遅延した利用料金とともに遅延利息を支払うものとし ます。遅延利息の額は、当該遅延した利用料金の額について年率 14. 6%で算定し た1日当たりの額に、支払期日(前条第1項に基づいて支払をなすべき期日をいい ます。)の翌日から支払日までの日数を乗じた金額とします。
- 2. 契約者は、利用契約に基づき当社に対して利用料金以外の金銭支払い債務を負担することとなった場合において、その履行を遅延したときは、当社が指定する期日までに、当社の指定する方法に従って、前項と同じ方法により算定した遅延利息を支払うものとします。
- 3. 前二項に基づく支払に必要な振込手数料その他の費用については、契約者が負担するものとします。

第20条 (自己責任の原則)

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者(日本国に居住する者であるか否かを問いません。本条において、以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

第21条 (当社に対する責任)

契約者は、その故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して当該損害を賠償する責任を負います。

第22条 (利用責任者)

- 1. 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者(以下、単に「利用責任者」といいます。)をあらかじめ定めたうえで、第8条(利用契約の締結等)第1項に基づく利用申込みの際に当社所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとします。
- 2. 本サービスの利用に関して当社から契約者に対して行う通知・連絡・照会等については、原則として利用責任者に宛てて行うものとします。ただし、当社は、本契約の効力に関する通知など重要な事項に関する通知が必要な場合、適宜、契約者の代

表者に宛てて当該通知を行うことができます。

- 3. 本サービスの利用に関して契約者から当社に対して行う通知・連絡・照会等については、原則として利用責任者が行うものとします。利用責任者以外の者から当該通知・連絡・照会等がなされた場合、当社は契約者からの通知・連絡・照会等ではないものとみなして取り扱うことができます。
- 4. 利用責任者に変更が生じた場合、第9条(変更通知)の定めに従うものとします。

第23条 (契約者設備の設置・維持)

- 1. 契約者は、自己の費用と責任において当社が定める条件に適う契約者設備を設置し、かつ、本サービスの利用に適した当該設備の使用環境(当社による指定があるか否かを問いません。)を 維持するものとします。
- 2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
- 3. 第1項に基づく契約者設備の設置、使用環境の維持、または第2項に基づくインターネット接続に不具合が存在する場合、当社は契約者に対して本サービスを提供する義務を負いません。
- 4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第24条 (ユーザ ID 及びパスワード)

- 1. 契約者および認定利用者は、ユーザ ID 及びパスワードを第三者に漏洩、開示、貸与、共有してはならず、第三者に対する漏洩を防止するために必要な措置(パスワードの定期的な変更措置を含みますが、これに限定されません。)をもって厳重に管理するものとします。
- 2. 第三者が契約者および認定利用者のユーザ ID 及びパスワードを用いて本サービス を利用した場合であっても、当社は当該利用を契約者による利用とみなすことがで き、契約者は当該利用により生ずる一切の債務(利用料金の支払い債務を含みます が、これに限定されません。)について当社に対して履行する責任を負います。
- 3. 第三者が契約者およびに認定利用者のユーザ ID 及びパスワードを用いたことにより当社または第三者が損害を被った場合、契約者は当該損害を賠償する責任を負います。
- 4. 当社の故意又は過失によりユーザ ID 及びパスワードが第三者に利用された場合、 前二項の定めは適用しません。

第25条 (禁止事項)

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社または第三者の権利(著作権、商標権その他の知的財産権を含みますが、これに限定されません。)を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスに基づいて利用できる情報(当社から提供する情報を含みますが、これ に限定されません。)を改ざん、または消去する行為
- (3) 第三者に本サービスを利用させる行為 (ユーザ ID およびパスワードを使用させる 場合を含みますが、これに限定されません。)
- (4) 法令もしくは公序良俗に違反する行為、その他当社もしくは第三者に不利益を与 える行為
- (5) 当社または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を棄損する行為
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (8) 本サービス用設備等または第三者の設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (9) その他、当社または第三者に対する背信的または不当な行為

第26条 (開示情報の秘密保持)

- 1. 当社は、本契約に基づいて契約者から開示される情報の秘密を保持するために必要な合理的措置を施し、当該情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし、次の各号に掲げる情報については本項を適用すべき開示情報(以下「秘密情報」といいます。)に該当しません。
- (1) 契約者から開示される以前に公知であったもの
- (2) 契約者から開示された後に、当社の責によらず、公知となったもの
- (3) 契約者から開示される以前より、当社が保有していたと立証できる情報
- (4) 当社が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得した情報
- (5) 契約者から開示された情報によることなく、当社が独自に開発したと立証できる 情報
- (6) 開示することについて契約者が個別に書面をもって同意した情報
- 2. 前項の定めにかかわらず、当社は、法令に基づいて開示が強制される場合、当該法令において開示先とされる第三者に対して、当該法令に基づいて強制される必要最小限度の範囲において、秘密情報を開示することができます。この場合、当社は、契約者に対して当該開示を行う旨およびその内容、当該開示の根拠法令等、当該開示先たる第三者の名称について事前に通知するものとし、法令が事前通知を許容しない場合は事後速やかに通知するものとします。
- 3. 当社は、本契約に基づく義務の履行、および権利の行使のために必要な範囲内にお

いて、契約者の許可を得ることなく、当該秘密情報を記載した書面、および当該秘密情報を含んだ電子的情報を、複製または改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができます。なお、当該複製等による複製物等については、秘密情報として本条を適用します。

- 4. 当社は、第6条(第三者に対する委託)に基づき第三者に対して業務委託を行う場合、当該委託に必要な範囲内で秘密情報を委託先に預託することができます。この場合の取り扱いについては、同条の定めによるものとします。
- 5. 当社は、相手方の要求があったときは秘密情報を記載した書面、および当該秘密情報を含んだ電磁的記録媒体を相手方に返還し、秘密情報を含んだ電子的情報が本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。ただし、当該消去が本サービスの提供の障害となる場合、またはそのおそれがある場合、当社が必要と判断する期間中、当該消去は猶予されるものとします。
- 6. 本条に基づく当社の義務は、契約者による本サービスの利用が終了した後5年が経 過する時までなお有効に存続します。

第27条 (個人情報の取り扱い)

- 1. 当社は、本サービスに関連して相手方より取得した個人情報(個人情報の保護に関する法律において定義する「個人情報」をいいます。以下、同じとします。)を本契約に基づく義務の履行、および権利の行使のために必要な範囲内において利用するものとし、その秘密を保持するために必要な合理的措置を施し、第三者に対して開示、漏洩しないものとします。
- 2. 当社は、第6条(第三者に対する委託)に基づき第三者に対して業務委託を行う場合、当該委託に必要な個人情報を委託先に預託することができます。この場合の取り扱いについては、同条の定めによるものとします。
- 3. 契約者は、契約者がカード会社へ開示した情報について、当社がカード会社より提供を受けることについて同意するものとします。
- 4. 本条の規定は、本サービス終了後もなお有効に存続します。

第28条 (開示情報、利用情報の活用)

契約者は、本契約に基づいて契約者が当社に対して開示する情報(個人情報を含みます。)、および契約者による本サービスの利用に関する情報(個人情報を含みます。)、並びに本サービスの利用者が本サービス利用のために登録する情報(個人情報を含みます。)が、本契約で別に定める場合のほか、次の各号に掲げる方法で活用されることについて同意します。

- (1) 当社の社内における統計情報、マーケティング情報としての活用
- (2) 当社の事業活動(理容・美容・エステティック・ネイル関連製品の製造・販売およびこれらに関するサービスの提供、店舗の設計・施工、並びにこれらに付帯する事

- 業)において取り扱う製品・サービス(店舗の設計・施工を含みます。以下、同じ とします。)などに関する営業上のご案内(催事・イベント・講習・セミナー等の ご案内を含みます。)の発信先情報としての活用
- (3) 契約者が、当社の別途定める「全国ランキング情報サービス」の提供を希望し、その旨を当社所定の方法により申し込んだ場合における、当該ランキング情報としての活用(当該サービスの提供を希望する契約者以外の第三者に対する売上情報、客数、客単価等の情報の開示を含みます。)

第29条 (損害賠償の制限)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本契約に基づき、または本契約に関連して、当社が契約者に対して賠償責任を負う損害の範囲は、当社の故意または重大な過失が直接の原因となって、契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、かつ、損害賠償の額については当該事由が生じた月の利用料金(1ヶ月分)に相当する額を超えないものとします。

第30条 (免責)

- 1. 当社は、契約者に生じた次の各号に掲げる損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負いません。
- (1) 当社の合理的な支配を超える不可抗力事由(地震・津波・洪水・火山の噴火・大雨・ 暴風・戦争・暴動の他、通信回線障害を含みますが、これに限定されません。)に よる損害
- (2) 契約者設備の障害、本サービス用設備までのインターネット接続サービスの障害 による損害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間など、インターネット接続サービスの性能値に 起因する損害
- (4) 当社による合理的なセキュリティ措置を超えて本サービス用設備に生じたコンピュータウィルスの侵入により生じた損害
- (5) 当社による合理的なセキュリティ措置を超えて本サービス用設備等に対してなされた第三者の不正アクセス、アタック、通信経路上での傍受により生じた損害
- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して生 じた障害
- (7) 本サービス用設備のうち当社が製造に関与していないソフトウエア (OS、ミドルウェア、DBMS) 及びデータベースの障害により生じた損害
- (8) 本サービス用設備のうち当社が製造に関与していないハードウエアの障害により

生じた損害

- (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して生じた損害
- (10) 法令に基づく強制的な処分・命令・その他の措置により生じた損害
- (11) 委託先の業務遂行により生じた損害(ただし、当社による当該委託先の選任・監督 に過失がない場合に限ります。)
- (12) その他当社の責に帰すべからざる事由により生じた損害
- 2. 本サービス利用者が、連携システムを利用するにあたり、本サービスは連携システムとの間で相互に必要なデータを連携システムの仕様に基づき交換するものであり連携システムの動作を保証するものではありません。また、本サービスの契約者と本サービスの契約者が契約する連携システムの提供者との間で生じたトラブルに関しては、当社は一切の責任を負いません。
- 3. 当社は、本サービスの利用に関して契約者と第三者の間に生じた紛争等について一切の責任を負いません。

第31条 (利用規約の変更)

- 1. 当社は、利用規約を随時変更することができます。当該変更を行った場合、契約者が当社との間で既に締結している利用契約は当該変更後の利用規約に基づくものに変更され、契約者による本サービスの利用に関する事項については当該変更後の利用規約の定めを適用するものとします。
- 2. 当社は、前項の変更を行う場合、30日の予告期間をおいて当該変更を行う旨および 当該変更の内容を契約者に通知します。

第32条 (契約上の地位、権利義務の譲渡の禁止)

契約者は、利用契約上の地位、および利用契約により生ずる一切の権利義務(債権および債務を含みます。)についてその全部又は一部を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保に提供してはならないものとします。

第33条 (準拠法および合意管轄)

- 1. 利用契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本国の法とします。
- 2. 利用契約に起因し、または利用契約に関連して紛争、論争または意見の相違が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第34条 (協議等)

利用契約に定めのない事項、および利用契約の解釈に疑義が生じた事項については、当社および契約者の間で誠意を持って協議の上解決を図るものとします。

第35条 (分離条項)

利用契約のいずれかの定めが無効または拘束力を持たないことが判明しても、当該定めが 当社または契約者のいずれか一方にとって重大または不可欠なものでない限り、それは、他 の定めの有効性および拘束力に何ら影響を及ぼさないものとします。

以 上

本サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。 詳細は当社が契約者に提供する「操作マニュアル」によるものとします。

(1) 基本サービス

①LinQ 基本機能

サロンワークに必要な基本機能を提供します。(以下に代表的機能列挙)

- ○レジ機能
- ・サービス売上、店販商品売上を入力し、販売額を計算・記録するキャッシュレジス ターとしての機能。
- ○顧客管理
- ・顧客属性や施術・来店履歴などを記録して効果的なアプローチをする機能。
- ○予約管理
- ・お客様の予約をスタッフ毎、施術内容毎に管理する機能。
- ○売上管理
- ・リアルタイムに売上情報を把握できる機能。
- ○DM 発行
- ・各種条件を設定し、顧客を抽出してダイレクトメール用宛名を印刷およびメール発 信する機能。
- ○経営分析
- ・各種条件を設定し、顧客情報から顧客動向などを分析する機能。
- ○タイムカード
- ・スタッフの勤務状況を管理する機能。
- ○優良顧客ナビシステム
- ・サロンの売上に大きく貢献している「重要顧客」を識別できるよう予約管理や精算 画面に表示。
- ・「重要顧客」になりうる候補客を簡単に検索できる機能。
- ○モバイル SNS
- ・スタッフ同士のメッセージ交換、サロン全体へのお知らせ、予約内容や売上情報の確認、スケジュール登録などの機能。

②スマホアプリ (美 P LinQ)

・お客様向けには、お客様がご自分のスマートフォンに専用アプリをインストールすることにより、スマートフォンからネット予約ができる機能(ネット予約オプション利用時のみ)、お客様へ販促やアフターフォローを目的とした「プッシュ通知」や、オリジナルクーポンの配信が行える機能。

・オーナー様、スタッフ向けには、スマートフォンや携帯から売上確認などが可能な「オーナー携帯」の機能を強化し顧客とのメッセージ交換(チャット)や予約状況の確認・代理入力などが行える機能。

3LinQ Mail

- ・一斉送信でも氏名などお客様ごとの情報をメール本文に反映、「個客」対応も可 能。
- ・目的やタイミング別に今送るべき相手を自動的にリストアップ。
- ・予約メール着信をポップアップ表示。
- ・休業日にもメールの自動配信が可能。
- ④クレジットカード決済端末(CAT)連動
- ・当社の指定するクレジットカード決済端末(CAT)と SALONPOS LinQ2 が連動、 レジでの二度打ちの手間をなくし、効率的なレジ業務を実現する機能
- ⑤クラウド安全パック
- ○ローカル動作
- ・サーバー不具合やネットトラブルでもサロン運営可能 (精算業務や予約状況の確認などが行える)
- ○バックアップ
- ・クラウド上で常にデータバックアップを行い、データ消失を防止。
- ○ウィルス対策
- ・専用のウィルス対策ソフト「ESET」でローカル PC を保護。
- (2) オプションサービス
 - ①プロモーション強化
 - ○LinO e−Reserve
 - ・お客様が、自分のスマートフォンやパソコンから来店予約可能な機能。
 - ○顧客商圏 MAP
 - ・お客様の住所を地図上にマッピング。
 - ・自店の支持地域が明確になり、販促の効率アップ実現。
 - ・年代や購入金額などお客様の属性で色分けして表示。
 - ・多店舗経営をしている契約者は、店舗ごとに色分けした商圏を確認可能。
 - ②オペレーション強化
 - ○CTI システム

- ・お客様の電話着信と同時に予約受付に必要な情報が瞬時にポップアップする機能。
- ・予約画面にワンタッチで移動、予約受付のスピードアップ。
- ○リライトカードリーダライタ
- ・メンバーズカードとして印字した内容を何度でも書き替えられ、ポイント管理に使 用できる機能。
- ・カード読込み時に即受付処理が可能。
- ○磁気カードリーダ
- ・メンバーズカードとして使用可能。
- ・来店時に磁気カードを読み込むことで受付処理ができる。
- ○バーコードリーダ
- ・店販商品を購入いただいた際に、JANCDを読み込むことでキャッシャーで売上入力可能。
- 入力ミスがなくなる。
- ○バーコード決済
- ・精算方法の選択肢としてストアスキャンを用いたバーコード決済の精算が可能とする機能。
- OLinO Rece
- ・お客様または患者様がサロンまたはクリニックに備え付けたキャッシュレジスター機能付情報端末(当社が「LinQ Rece」の名称で指定するものとし、以下「LinQ Rece」といいます。)を操作して受付登録することにより、サロンまたはクリニックの側での受付処理が不要となる機能。
- ・お客様または患者様が LinQ Rece を操作して自ら支払処理することにより(当該支払方法は、現金・クレジットカード・QRコード決済のいずれかとします。)、サロンまたはクリニックの側での決済処理が不要となる機能。
- ・LinQ Rece に、あらかじめ設定した釣銭残高に不足が生じることとなる場合にアラームを発信させたり、終業時の現金引出しの際に上記設定した釣銭残高を表示して注意 喚起させたりする機能。
- ・LinQ Rece の画面に、お勧めの施術メニューや商品の情報を表示させる機能。
- ○粧材管理
- ・スマートフォンやタブレット、iPad を用いて在庫管理を行い、発注書を出力する機能。
- ○粧材管理(代理店連携)
- ・「粧材管理システム」を用いて、販売代理店向けにインターネット発注を行う機 能。
- OLinQ Concierge for iPad
- ·iPad を活用した情報活用システム。

- ・常に最新の予約状況やお客様情報の確認が可能。
- ・その日の顧客情報、技術情報の登録や次回予約の登録が可能。
- ・その日のメニューが入力でき、精算処理の省力化を実現。
- ・手書きカルテで施術情報の蓄積可能。履歴参照可能。
- ○カスタマーディスプレイ
- ・お客様側へ情報提供するディスプレイ。
- ・お支払金額やサロン情報が表示可能。

③マネージメント強化

- ○LinQ LAN System(店内複数端末)
- ・同一店舗内に 2 台以上の SALONPOS LinQ2 を導入した際に、それぞれが同一機能を提供できる仕組み。

④バックヤード強化

- ○LinQ WAN System(本部ライセンス)(フル機能)
- ・多店舗展開しているサロンにおいて、キャッシャー機能なしで売上管理・顧客管理 などが行える機能。
- ・別店舗のなりすまし入力も可能。
- ○LinQ WAN System(本部ライセンス) (フロント WAN)
- ・多店舗展開しているサロンで、本店で一括管理するためのライセンス形態。
- ・キャッシャー機能付きで、本部システムを包括。
- ○バックヤードライセンス
- ・オーナーが、自宅のパソコンで売上管理などを行える機能。
- ○スタッフ認証
- ・キャッシャーを操作できるスタッフを特定できる機能。
- ○オプション帳票
- ・特定のサロン独自の帳票に個別に対応する。

⑤外部連携

- ○MF クラウド会計
- ・SALONPOS LinQ2 で行った精算情報を、会計システムである MF クラウドへ連動する機能
- ○リザービア
- ・予約システムであるリザービアで行った予約情報を、SALONPOS LinQ2 に取り込む機能
- ○予約一元管理 KANZASHI

- ・予約システムである Hot Pepper Beauty で行った予約情報を、SALONPOS LinQ2に取り込む機能
- (3) 会員用ポータルサイトサービス
 - ①LinQ Channel

当社が運営する、サロン様に役立つ IT 活用をはじめとしたコンテンツを提供する総合情報サイトです。

- ○マイページ
- ・会員サロンのマイページを開設。
- ・サービスの利用状況、機器の保守契約状況、LinQ store での購入状況などが確認可能。
- ○LinQ 帳票・分析
- ・日々の売上情報などのデータが確認・分析が可能。
- OLinQ store
- ・業務に必要なレシートペーパーなどの消耗品・日用品が購入が可能。
- ○サロンコンテンツ
- ・経営診断や基本マナー講座など、経営・教育関連コンテンツを配信。
- ○製品情報
- ・SALONPOS LinQ2の最新製品情報をいち早くお届け。
- ○サポート・ハード仕様
- ・SALONPOS LinO2 のサポート情報及び最新ハード関連情報を配信。
- ○ランキング・経営指標
- ・店舗内、LinQ ユーザ内のランキング(店舗・個人)の確認や顧客商圏 MAP のお申 し込みが行える。
- ○「ヘルプ・お問い合わせ」
- ・SALONPOS LinQ2 をお使いいただく上での FAQ をご用意。
- 2. 本サービス利用可能時間

年中無休 (365 日) フルタイム (24 時間)

3. 導入支援サービス

利用申込書に基づいて、当社から導入支援サービスを提供します。

- (1) 運用·操作指導
- (2) 初期設定
- 4. サポートサービス

当社が提供するサポートサービスは以下のとおりとします。

- (1) 内容と種類
 - ①本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言
 - ②契約者設備の利用方法に関する質問への回答及び助言
 - ③契約者設備の障害部位の切り分け、障害復旧に関する質問への回答及び助言
- (2) SALONPOS LinQ 関連のソフトウエア更新版の提供
- (3) サービス窓口(連絡先)

サロン IT フリーダイヤル 0120-39-3614

(4) サービス時間

毎日(1月1日~1月3日までを除く)

平日 9:00~20:00

土日祝日(及び当社の営業日以外) 9:00~17:30

5. 契約者設備に関する仕様

契約者は以下の仕様(推奨)を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

- (1) 動作環境
 - ○オペレーティングシステム: Microsoft Windows 10 Home

Microsoft Windows 10 Pro

Microsoft Windows 11 Home

Microsoft Windows 11 Pro

(いずれも 32bit 版、64bit 版 共に可)

○CPU: Windows10 の場合 Intel Core i3 2.0GHz 以上

Windows11 の場合 Intel Core i5 2.0GHz 以上

○メモリ: Windows10 の場合 4GB 以上 (8GB 以上推奨)

Windows11 の場合 8GB 以上

- ○モニタ解像度: 推奨 1366×768 以上(横縦比 16:9)
- ○ディスク:空き容量 16GB 以上(SSD を推奨)
- (2) 電気通信回線

インターネット接続:下り 3Mbps 以上、上り 1Mbps 以上(光回線推奨)

- (3) 制限事項など
 - ○ブラウザは以下の2種類となります。
 - 1) Microsoft 社 Microsoft Edge
 - 2) Google 社 Google Chrome
 - ○「動作環境」を満たしていないパソコンについては、LinQシステムの動作保証ができません。サポート対象外とさせていただきます。
 - 〇モニタ解像度が上記以外の場合、LinQ2のキャッシャー画面で受付顧客の来店歴ー

覧が表示されないことがあります。

- ○パソコンに有線 LAN ポートが存在するか必ずご確認ください。
- ○「動作環境」の確認については、フリーダイヤル 0120-39-3614 にて対応します。
- 6. セキュリティ

当社は本サービス用設備等に関し、以下の措置を講じるものとします。

- (1) SSL (Secure Socket Layer) による通信の暗号化
- (2) セコムトラストシステムズ株式会社のサーバ証明書を発行
- (3) インターネット接続環境にファイアウォールを設置
- (4) 本サービス用設備に送受信されるデータに対しウィルスチェックを実施
- (5) データセンタのセキュリティの確保
 - A) 災害対策
 - ①地震対策:免震構造(建屋、付帯設備)
 - ②水害対策:漏水センサー設置
 - ③停電対策:変電所分離、UPS 冗長化、自家発電設備設置
 - ④火災対策: N2 (窒素) 消火設備設置、超高感度煙センサー設置
 - B) 外部からの侵入防止
 - ①外周赤外線センサーによる監視
 - ②24 時間有人監視
 - ③高機能カメラによる高精度な監視
 - ④監視映像、入退室ログを長時間保存(ログは認証履歴と連動)
 - C) センター内入退室管理
 - ①セキュリティエリアを設定、入室資格により立ち入り制限
 - ②手のひら静脈認証(生体認証)による入退室管理
 - ③RFID により、位置情報管理を実施
 - D) 不正持込み、持出し防止
 - ①生体認証によるサーバラック施開錠管理
 - ②金属探知機による管理

情報セキュリティ格付けで、データセンタ事業者として国内初の最高評価『AAAis』を取得している。(2022 年 6 月 28 日)

7. サービス終了時のデータ返還

当社は、契約者が希望する場合、バックアップ対象となったデータを有償で返還する ものとします。その場合、以下の事項について事前に協議のうえ決定するものとしま す。

- ①媒体
- ②データ形式
- ③返還方法
- ④返還期日
- ⑤料金及び支払条件

タカラベルモント株式会社 サロン IT 事業推進部 〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋 2-1-1 TEL 06-6212-3661 フリーダイヤル 0120-39-3614

○・・・パック価格に含まれるサービス

月額/税別

		プラン					
パック価格		シンプ ルパッ ク 7,000	ベーシッ クパック 11,000	ベーシック パック+ 14,000	フルパック 19,000	単品追 加価格	備考
基本	基本機能	0	0	0	0	_	顧客管理 売上管理 予約管理 DM 発行 経営分析 在庫管理 優良顧客ナ ビ タイムカー ド etc.
		0	0	0	0	ı	・向・向・向・顧本・高・向・顧本・高・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・高の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の・の
	LinQ Mail	\circ	0	0	0	_	
	クレジットカー ド決済端末連動	0	0	0	0	_	※ 3
	クラウド安全パ ック	0	0	0	0	_	回線断時中加動作 POS端末的 加对策

						データバッ クアップ
						クアップ
Р	LinQ e-Reserve	0	0	0	5,000	
	商圏 MAP			\circ	3,000	
	CTI	\circ	\circ	\circ	1,000	
	リライトカード			0	1,500	
	磁気カード			\circ	500	
	バーコード			\circ	_	
О	バーコード決済				_	
	粧材管理				1,000	
	LinQ Rece				20,000	
	LinQ Concierge		2 ライセンスま	4 ライセン	3,000	* 1
			で	スまで	~	* 1
	LAN			4 ライセン	3,000	
M				スまで		
	WAN				10,000	クラウド安全 パック込み

P … プロモーション強化 / O … オペレーショ

ン強化 / M … マネジメント強化

	MF クラウド会計			300	
剖連	リザービア			-	
	KANZASHI			-	

※1 契約ライセンスにより異なる

	シンプル・ベーシッ	ベーシックパッ	フルパック	
	クパック	ク+		
1ライセンス	3,000			
2 ライセンス	4,000			
3 ライセンス	5,000	1,000		
4ライセンス	6,000	2,000		
5ライセンス	7,000	3,000	1,000	
6~10 ライセンス	9,000	5,000	3,000	
11~20 ライセンス	11,000	7,000	5,000	
フリーライセンス	13,000	9,000	7,000	

タカラベルモント株式会社 サロン IT 事業推進部 〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋 2-1-1 TEL 06-6212-3661 フリーダイヤル 0120-39-3614

SALONPOS LinQ2 システムサポート規約 2023 年 6 月 1 日 改定

当社は、SALONPOS LinQ2 システム(以下「本システム」といいます。)をご契約いただいたお客様に、以下のサポートサービスを提供いたします。

<基本条項>

応を行います。

- I. サポートサービスの内容と種類
- 1. フリーダイヤルによる問い合わせ対応 本システムの利用契約が有効な期間中は、フリーダイヤルにより下記の問い合わせ対
 - ①本システムの利用方法に関する質問への回答及び助言
 - ②契約者設備(注1)の利用方法に関する質問への回答及び助言
 - ③契約者設備の障害部位の切り分け、障害復旧に関する質問への回答及び助言
 - ※本システムに直接関係のない他のソフトウエア等に対する質問には対応できません。 契約者にて契約されているインターネット回線及び電話回線の障害は、サポート対 象外です。
- 2. SALONPOS LinQ2 関連のソフトウエア更新版の提供
- 3. 当社より購入されたハードウエアの修理対応 当社より購入された POS 本体等ハードウエアについては、別項「SALONPOS 機器保 守規定」に基づき、修理対応を行います。
- 4. 当社より購入されていないハードウエアの修理対応 当社より購入されていない POS 本体等ハードウエアについては、当社では修理対応い たしかねます。契約者にて修理されたパソコンに対する本システムを使用可能にする ための再セットアップは、別項「SALONPOS 機器保守規定」に基づき、有償にて行い ます。
- 5. サポートサービスの実施条件
 - 当社より購入された SALONPOS LinQ2 関連機器をサロン内・クリニック内で移動させる場合あるいは元設置した住所から別の場所に移動する場合には、事前に当社に通知するものとします。
 - 事前に当社に通知することなく SALONPOS LinQ2 関連機器を移動又は移設した場合には本サポートサービスの適用対象外となる場合があります。
 - (注 1) 契約者設備とは、契約者にて本システムをご利用いただくためのパソコン等の ハードウエア及びインターネット接続回線設備をいいます。

Ⅱ. サービス窓口(連絡先)

SALONPOS サポートセンター 0120-39-3614

Ⅲ. サービス提供時間

1月1日~1月3日までを除く、平日は9:00~20:00、

土日祝日(及び当社の営業日以外)は9:00~17:30

※当社の事情、その他特別な事由により変更される場合があります。

<SALONPOS 機器保守規定>

I. ハードウエア保守サービス提供期間

当社より購入された POS 本体・周辺機器は、納入後 1 年間無償修理対応を行います。 当社より購入の周辺機器の中には、2~5 年間の保守サービス付のものもあります。

別途「安心パック」をご契約いただいた場合は、POS本体、キャッシュドロア、レシートプリンタ、カスタマーディスプレイ、磁気カードリーダ、リライトカードリーダライタについては、納入後1年間に加えて4年間無償修理対応を行います。

なお、当社から購入された LinQ Rece (セルフレジオプション) に関しては、LinQ Rece 利用期間中は無償修理対応を行います。

Ⅱ. 修理対応日と時間帯

1月1日~1月3日までを除く、平日は9:00~20:00、

土日祝日(及び当社の営業日以外)は 9:00~17:30

※当社の事情、その他特別な事由により変更される場合があります。

Ⅲ. 修理対象機器と修理方法

1. 修理対象機器

「I. ハードウエア保守サービス提供期間」内において以下のハードウエアは訪問修理 対応を行います。

・POS 本体、キャッシュドロア、レシートプリンタ、カスタマーディスプレイ、磁気カードリーダ、リライトカードリーダライタ、LinQ Rece 用 POS ターミナル、LinQ Rece 用レシートプリンタ、硬貨釣銭機、紙幣釣銭機、QR 読取スキャナ、USB 連動電源タップ、スイッチング HUB

以下のハードウエアはセンドバック修理対応を行います。

・キーボード、マウス、その他周辺機器

なお、LAN ケーブル、LinQ Rece 用専用什器、電源交換プラグは、有償交換対応となります。

2. 「 I. ハードウエア保守サービス提供期間 | 内の訪問修理について

原則として、当日訪問対応しますが、受け付けた時間によっては、翌日以降の訪問修理 対応となる場合があります。

(修理部材等の関係で、訪問修理対応日時を相談・調整させていただく場合があります。)

修理方法は、原則ユニット交換とさせていただきますが、故障内容等状況により POS 本体又は関連機器を同等品と交換させていただき、修理完了したものとする場合もあります。

※離島等の訪問修理対応につきましては、別途、出張費用をご負担いただく場合もあります。

- ※「LinQ Rece 用 POS ターミナル」は、メーカーの製造終了後7年間は修理用部品を保有しますが、メーカーの製造状況に依拠するため、保有を保証するものではありません。
- 3. 「I.ハードウエア保守サービス提供期間」内のセンドバック修理について 原則として、午後 3 時までに受け付けた修理案件に対しては、当日故障機器と同等の 機器を弊社指定修理委託先から宅配便で発送いたします。

到着後、故障機器と交換用機器を契約者ご自身によって交換していただき、弊社指定の 修理委託先に、指定期日内に返送いただくものです。

※その際に発生する送料は双方負担とさせていただきます。

4. 修理範囲について

記憶装置(SSD、HDD)の交換を伴う修理の場合、本システムを使用するために必要なソフトウエアのインストールと周辺機器を含む動作確認を行います。

本システムと直接関係のないアプリケーションソフト及びデータについては、原則として修理に伴い復旧作業は行うことはできませんので、お客様において別媒体へのデータのバックアップを励行いただきますようお願いいたします。

5. ハードウエア保守サービスの適用範囲について

以下に掲げる内容は本ハードウエア保守サービスの保証の範囲外といたします。

- ①SALONPOS 機器保守規定「I. ハードウエア保守サービス提供期間」に定める保守期間外の場合
- ②お客様の不注意または、故意による障害、ウイルス感染による障害、お客様が独自にインストールされたプログラムによる障害、契約者の故意又は、不注意によるファイルの削除に起因する障害など。

- ③機器の改造に起因する障害
- ④設置環境の不良に起因する障害
- ⑤火災や自然災害に起因する障害
- ⑥SALONPOS 機器保守規定「II. 修理対応日と時間帯」に定める時間外の対応

6. 保証範囲外の有償対応について

SALONPOS 機器保守規定「I. ハードウエア保守サービス提供期間」に定める保守期間外については、修理用部材がある場合に限り有償にてスポット修理対応を行います。 メーカーにおける修理部材の保有期限は、メーカーの EOSL(End of Service Life)によります。

①機器の訪問修理

訪問修理対応時間は、平日 9:00~17:30 とさせていただきます。

スポット修理(保証範囲外の有償対応)後の保証期間はありません。

スポット修理(訪問修理)料金は、修理用部品代金も含め都度見積といたします。

②機器のセンドバック修理(修理期間中の代替品の貸し出しはありません。)

スポット修理(センドバック修理)料金は、修理用部品代金も含め都度見積といたします。

※その際に発生する送料は双方負担とさせていただきます。

7. 当社より購入されていないハードウエアの修理対応

①リモート接続による再セットアップ

SALONPOS LinQ2 の端末として使用中の当社より購入されていない PC が故障して、修理完了後 SALONPOS LinQ2 の再セットアップが必要になった場合、契約者にて当該 PC を当社からリモート接続可能な状態にしていただくことを前提に、リモート接続により再セットアップを行います。

・リモート接続による再セットアップ費用 … 当該費用は別途定めるものとします。 ※再セットアップに際しては、動作確認等で契約者に協力をお願いする場合があります。

②訪問作業による再セットアップ

SALONPOS LinQ2 の端末として使用中の当社より購入されていない PC が故障して、修理完了後訪問の上、SALONPOS LinQ2 の再セットアップ作業を行ないます。

訪問日時は、土日祝日と当社指定休業日を除く、9:00~20:00 の間に開始し、かつ終了する時間帯で、双方協議の上、決定するものとします。

・訪問再セットアップ作業費用 … 当該費用は別途定めるものとします。

※離島・遠隔地は別途出張料等が発生する場合があります。

8. その他

当社は、上記フリーダイヤルによる問い合わせ対応や修理対応の業務等について、当社が指定する保守サービス会社等に委託することができるものとします。 各項目のサービス内容は、将来予告なく変更される場合があります。

タカラベルモント株式会社 サロン IT 事業推進部 〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋 2-1-1 TEL 06-6212-3661 フリーダイヤル 0120-39-3614

『ランキング・経営指標メニュー』『商圏 MAP』 データ利用規約 2023 年 6 月 1 日改定

「ランキング・経営指標メニュー」「商圏 MAP」のご利用に当たっては、以下の規約(以下、本規約において「本規約」といいます。)をお読みいただき、本規約に同意の上、ご利用下さい。以降「ランキング・経営指標メニュー」「商圏 MAP」をご利用されることにより、本規約の内容に拘束されることに同意されたものと見なします。

ご利用にあたっての注意点

- 1. データは、ランキング及び平均指標の作成のためだけに使用します。
- 2. 店舗名及びスタッフ名は他のサロンには判別できないように配慮いたします。
- 3. データの取り扱いについては、当社「個人情報管理規定」に基づき厳密な管理を行ないます。

バックアップデータ預かりサービスに関する規約 2023 年 6 月 1 日改定

当社は、既存の当社システムから本サービスに移行されるにあたりバックアップデータを一時お預りします。お預かりするデータはご依頼いただいた作業目的のみに使用し、他の目的には一切使用はいたしません。

<ご依頼いただいた作業内容>

当社システム買い換えに伴う納品データ作成作業

- 1. お預りしたバックアップデータには個人情報が含まれており、これらの保護は極めて 重要な事と認識し、当社「個人情報保護規程」に従い厳重な管理を行います。
- 2. お預りしたバックアップデータは、契約者の同意がある場合を除き、第三者に提供いたしません。
- 3. 当社が業務を委託する場合でも、業者に対してもバックアップデータの厳重な管理を 義務付けます。
- 4. お預りしたバックアップデータは、作業完了後、当社において確実にデータの消去を行います。

5. 当社の責に帰すべき事由による個人情報漏洩・データ漏洩等の事故が発生した場合、契約者が被った実質的な損害に対して、双方協議の上決定した損害金を支払うものとします。

SALONPOS II から SALONPOS LinQ2 に移行する サロン様に対する移行期間中の禁止事項 2023 年 6 月 1 日改定

以下の禁止事項に定める操作を行うと、SALONPOS II から SALONPOS Lin Q2 へのデータが、正しく移行できなくなりますので、バックアップデータのお預かり時点から SALONPOS Lin Q2 納品完了までの間は、以下の禁止事項に該当する行為は絶対に行わないで下さい。

禁止事項に該当する行為があった場合、これによる損害について当社は一切の責任を負いません。

なお、「新規顧客」の登録、「受付台帳」での予約入力、「キャッシャー」での精算について は、行っていただいても問題はございません。

SALONPOS LinQ2 納品の時には、それまでに SALONPOS II に入力されているデータを可能な限り反映するようにいたします。

■禁止事項■

- 1. 「マスタ管理」内のすべてのマスタの変更 新規追加だけでなく、名称の変更やメニューの価格変更や削除、表示順の変更なども行 わないで下さい。
- 2. 「スタッフ管理」 新しいスタッフの追加・変更・削除は行わないで下さい。
- 3. 「店舗基本情報」 店舗営業日やセキュリティ設定の変更は行わないで下さい。
- 4. 「システム設定」 ポイントや値引きの設定など、すべての項目について、変更は行わないで下さい。
- 5. 「保守ツール」内の消費税計算方法の変更 総額モードと外税モードの切り替えは行わないで下さい。
- 6. 「キャッシャー」「受付台帳」で過去に精算した売上データの修正 「担当者」「メニュー」「来店メモ」など、過去に精算したデータの修正は、行わないで 下さい。

SALONPOS 関連機器引取確認事項 2023 年 6 月 1 日改定

当社から購入された SALONPOS に関連する機器の引取を当社に依頼される場合、以下の内容について同意いただいたものとみなします。

- 1. 機器の引取前に、ハードディスク等に保存、保管されている個人データはすべて消去願います。
- 2. 機器の引取後は、契約者が引取対象機器に関する一切の権利を放棄したものとし、当社 にて自由に処分等をなしえるものと致します。また、契約者や第三者に対する返還及び 損害責任については、お受けできません。
- 3. 機器の引取の時をもって、対象機器の所有権は当社に移転するものとします。万一、引 渡機器について契約者が所有権又は処分権限を持っていなかったとしても、当社に一 切の責任はないものとします。
- 4. 引取対象機器に記録されているデータの取り扱いについては、当社「個人情報管理規定」に基づき厳密な管理を行ないます。